



2016年6月17日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号：6502 東、名)
問合せ先 広報・IR部長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

当社海外子会社に対する民事再生手続（韓国の回生手続）開始決定に関するお知らせ

当社の非連結子会社である東芝サムスンストレージ・テクノロジー韓国社（以下、「TSST-K」）に対して、昨日、韓国ソウル中央地方裁判所より回生手続開始決定（※1）がなされたので、下記のとおりお知らせします。

※1：日本法上の民事再生手続開始決定に相当します。

記

1. 回生手続開始決定について

2016年5月12日付「当社海外子会社の民事再生手続（韓国の回生手続）開始申立てに関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社子会社の東芝サムスンストレージ・テクノロジー株式会社（以下、「TSST」）が発行済株式の50.1%を保有する非連結子会社のTSST-Kが、同日付で韓国ソウル中央地方裁判所に回生手続開始の申立てを行ない、受理されていましたが、昨日、同裁判所より回生手続開始の決定がなされました。

2. 今後の予定（※2）

- (1) 回生債権の申告期限：2016年7月15日
- (2) 回生債権の一般調査期間：2016年7月29日まで
- (3) 回生計画の提出期限：2016年8月26日

※2：今後の予定につきましては、裁判所の決定や手続の進行状況等により変更となる可能性があります。なお、回生計画の裁判所承認期限は、韓国法上、回生手続開始決定から1年以内ですが、最大6カ月の延長の可能性があります。

3. 当社業績への影響

TSST-K に対して当社は約6億円(2016年3月末時点)の債権を有していますが、全額引当を計上しており、また、TSST-Kの負債についても当社は債務保証その他何らの契約上の責任を負っていないため、当社の当期業績に影響はありません。

以 上